坂出市中心市街地活性化
公民連携事業

仮募集要項

令和５年９月１日改定

香川県坂出市

目次

Ⅰ　仮募集要項の位置づけ 1
Ⅱ　用語の定義 3
Ⅲ．募集内容に関する事項 4
　1　本事業の概要 4
　（1）事業名称 4
　（2）公共施設等整備内容 4
　（3）公共施設等の管理者 4
　（4）事業用地 4
　（5）事業の背景と目的 6
　2　仮公募の概要 8
　（1）整備対象施設 8
　（2）事業範囲 13
　（3）事業契約期間 13
　3　本事業の基本方針 15
　4　サービス対価等の支払いについて 17
　（1）プロジェクトマネジメント業務費 17
　（2）施設整備に係る対価等 17
　（3）維持管理業務に係る対価等 17
Ⅳ．民間事業者募集等のスケジュール 18
Ⅴ．仮公募に関する要件等 20
　1　民間事業者の構成要件 20
　（1）民間事業者の構成 20
　（2）民間事業者の参加資格要件 20
　2　民間事業者に関する留意事項 22
　（1）応募に伴う費用負担 22
　（2）著作権 22
　（3）特許権等 22
　（4）公平な応募 22
　（5）応募の無効 22
　（6）その他 22
　3　応募に関する手続き 23
　（1）仮公募等の説明会 23
　（2）仮募集要項等に関する質問 23
　（3）民間事業者との競争的対話 24
　（4）参加資格審査書類の提出 25

（５）参加資格確認通知書の発送 25
（６）応募事業者の辞退 25
（７）仮企画提案書等の提出 25
４　審査結果 26
５　仮優先交渉権者を選定しない場合 26
６　法制度等の改正について 26
Ⅸ．仮公募等に関する問い合わせ 27
１　受付方法について 27
２　回答方法について 27

Ⅰ　仮募集要項の位置づけ

坂出市（以下、「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号（以下、「PFI 法」という。））に基づき、「坂出市中心市街地活性化公民連携事業」（以下、「本事業」という。）を公募型プロポーザル方式によって、実施する民間事業者を募集および選定する予定としている。

市は、PFI 法に基づき民間事業者を募集および選定するために行う本公募に先立ち、本事業に関するより有効な条件等を検討のうえ、特定事業を選定することを目的とした仮公募を実施する。

仮公募を実施するにあたり、民間事業者のノウハウ・技術力に基づく企画提案を募集するため、仮募集要項を公表する。なお、仮募集要項と実施方針（令和 5 年 4 月公表）または実施方針に関する質問回答等に相違のある場合は、仮募集要項に規定する内容を優先するものとする。以下に示す各種資料は、仮募集要項として取り扱う。

仮公募により、市が求める水準を満たしていると判断した者を仮優先交渉権者として位置づけることがある。仮優先交渉権者に位置づけられた事業者が本公募の際に属する連合体の提案において、仮公募の提案内容を反映した場合、本公募提案内容の評価へ加点を行うことがある。

市は本公募においてよりよい性能の企画提案がなされることを目的として、仮公募への参画事業者へは市より審査結果および評価について併せて通知する。市は本公募において、仮優先交渉権者の評価内容が反映された連合体による企画提案書について加点を行い、その企画提案書における内容が仮公募時よりも洗練されていると認められた場合についてはさらに加点を行う。ただし、加点の配分は、仮企画提案評価内容への本公募における加点の趣旨に照らし、本来の本公募における企画提案書の性能評価が加点により損なわれない程度とする。なお、具体的な仮企画提案評価内容への本公募における加点配点は本公募時に公表する。

＜各種資料＞

【別添資料 1】仮公募に関する仮要求水準書

【別添資料 2】仮優先交渉権者選定基準

【別添資料 3】仮企画提案書作成要領

【様式集】

・様式 1　仮募集要項等に関する説明会および現地見学会参加申込書

・様式 2　仮募集要項等に関する質問書

・様式 3　仮募集要項等に関する競争的対話申込書

・様式 4　参加表明書

・様式 5　参加資格確認申請書

・様式 6　仮要求水準に対する仮企画提案書

・様式 7　仮提案金額書

・様式８　仮提案金額内訳書
・様式９　辞退届

Ⅱ　用語の定義

用語	定義
企業等	本事業においては、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定において設立された法人および特殊有限会社または特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）の規定において設立された法人を現時点では想定しているものである。
特別目的会社	PFI 事業を行うために設立された事業会社のことで、SPC（Special Purpose Company）とも言う。特別目的会社の構成企業は、PFI 事業において設計・建設・維持管理・運営業務を担う企業等で構成される。特別目的会社は坂出市内に設立する。
構成企業	事業契約に規定される業務を担い、SPC へ出資する企業等とし、出資比率は構成企業全体で合計 50%を超えるものとする。
協力企業	事業契約に規定される業務を担う。ただし、SPC への出資は行わない企業等とする。
応募事業者	事業契約書に定められた業務を担う、出資を前提にした「構成企業」と出資をしない「協力企業」から成る。PFI 事業へ参画することを目的とした単体企業または複数の企業等から構成される連合体のこと。
サービス購入型	応募事業者が資金調達、施設の建設・運営を行い、応募事業者が提供するサービスに対し、市がサービス対価を支払う方式。
独立採算型	応募事業者が資金調達、施設の建設・運営を行い、施設利用料を収入として、応募事業者の責任のもとでサービスを提供する方式。
混合型	応募事業者が施設利用料を収入とした独立採算でサービスを提供する方式に加え、市も補助金やサービス対価を一部支払う、サービス購入型と独立採算型を混合させた方式。
基本協定	事業者選定後、市と優先交渉権者となった事業者の二者間で契約交渉の前に締結するものであり、契約締結までの交渉に関する事項を記載した協定のこと。
モニタリング	事業開始後に、SPC が市の定めたサービス水準を遵守し、適切なサービス提供が行われているかを市が監視する手段。SPC が提供する公共サービスの水準を監視し、評価する行為のことを言う。

Ⅲ．募集内容に関する事項

１　本事業の概要

（１）事業名称

坂出市中心市街地活性化公民連携事業

（２）公共施設等整備内容

仮公募においては坂出駅周辺再整備基本構想および実施方針に定める６つのエリアのうち３つのエリアを対象とし、「２　仮公募の概要」に示す範囲に計画する整備内容とする。

（３）公共施設等の管理者

１）坂出駅前エリア　坂出市

２）坂出緩衝緑地エリア

ア）香川県：　坂出緩衝緑地（西大浜緑地：B 地区、東大浜緑地：C 地区）

イ）坂出市：　西大浜第２公園、西大浜第３公園、西大浜第４公園、
東大浜第１公園、東大浜第３公園

３）西運河入船エリア　坂出市

（４）事業用地

１）所在地

ア）坂出駅前エリア（香川県坂出市元町、京町、駒止町地内）

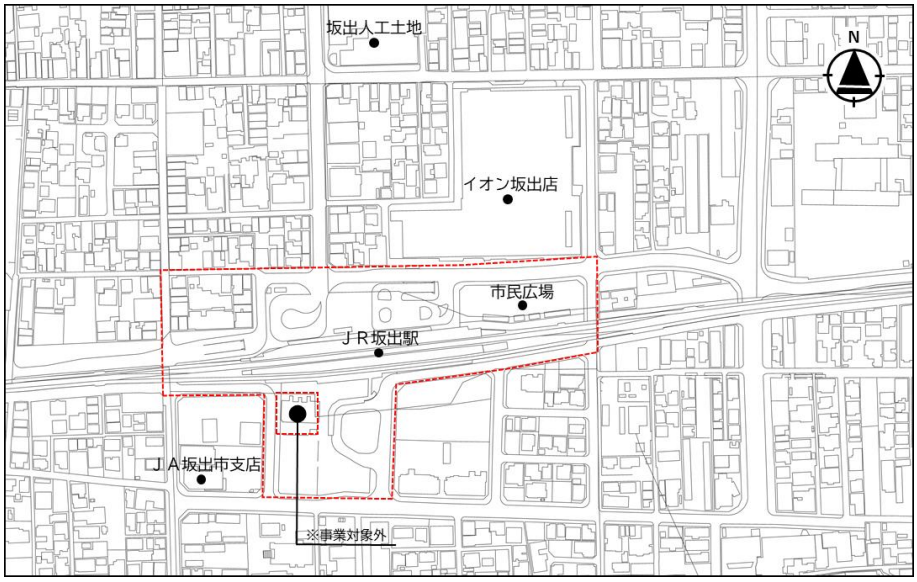

図　坂出駅前エリア対象事業用地

イ）坂出緩衝緑地エリア（香川県坂出市西大浜北、西大浜南、中央町、築港町、久米町内）

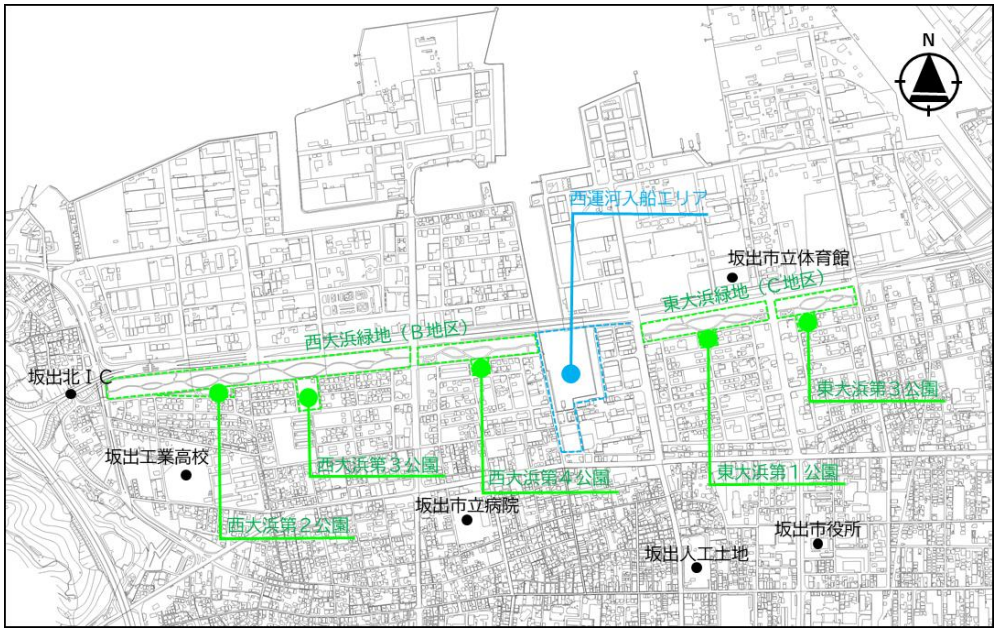

図　坂出緩衝緑地エリア対象事業用地

ウ）西運河入船エリア（香川県坂出市入船町、中央町内）

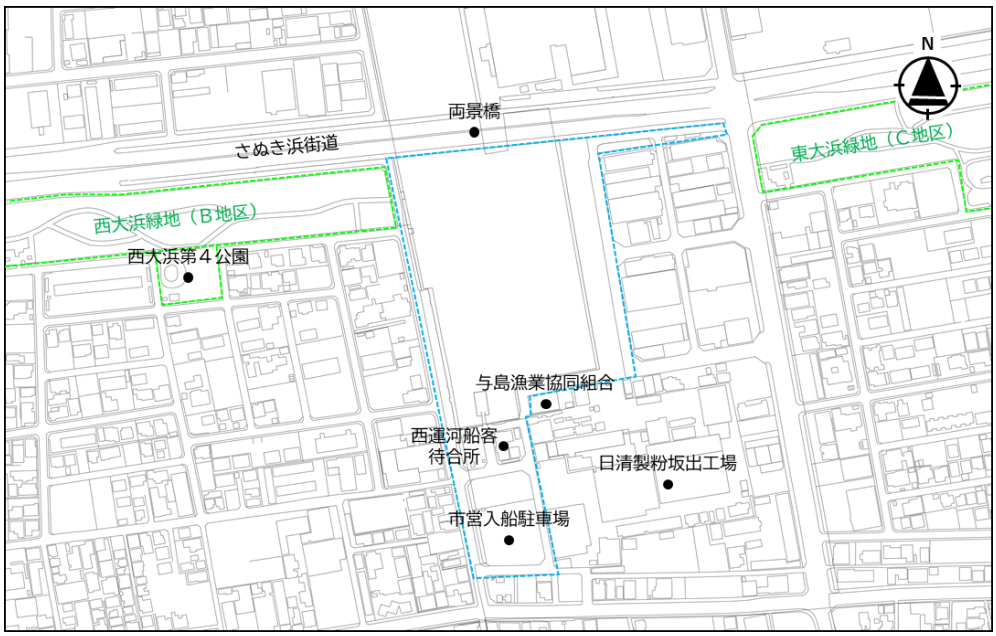

図　西運河入船エリア対象事業用地

２）敷地面積

ア）坂出駅前エリア

約 37,000 ㎡

イ）坂出緩衝緑地エリア

坂出緩衝緑地（B 地区）：58,278 ㎡

坂出緩衝緑地（C 地区）：30,035 ㎡

西大浜第２公園：3,157 ㎡

西大浜第３公園：5,124 ㎡

西大浜第４公園：2,098 ㎡

東大浜第１公園：1,999 ㎡

東大浜第３公園：2,000 ㎡

ウ）西運河入船エリア

約 12,900 ㎡

３）地域特性

ア）坂出駅前エリア

立地適正化計画における都市機能誘導区域内（※立地適正化計画において定められている居住機能のほか都市機能の集積によって、まちなかの魅力の増進を図る本市の中心的役割を担う区域。）

イ）坂出緩衝緑地エリア

都市公園法に基づく公園（種別：緩衝緑地）

ウ）西運河入船エリア

坂出港臨港地区内

（５）事業の背景と目的

近年、深刻な人口減少や少子高齢化の加速をはじめとする地域としての従来の課題に加え、コロナ禍を契機として、人々の意識や価値観の変化、生活様式の多様化に伴い、まちづくりにおいても新たなニーズへの対応が求められている。

本事業は、主に子育て世代をターゲットとして日々の暮らしの中で満足感や幸福感を感じられるような「居場所」や「機会」を創出し、「働くまち」と「住むまち」が両立できるまちづくりを目指すため、坂出駅前エリア、坂出緩衝緑地エリア、西運河入船エリアを核に坂出市中心市街地の再生を図るものである。

本事業の実施にあたり、現状の課題を的確に捉えた長期的視点に基づく持続可能なまち

づくりを推進する必要があり、その実現には、市民や民間事業者等、多様な主体との連携や協働が重要となることから、民間事業者等の知恵やノウハウ、資源を最大限活用するなど、公民連携を軸とした行財政運営と魅力あるまちづくりに取り組んでいく。

坂出駅周辺再整備基本構想においては、以下の３つの中心市街地再生コンセプトのもと、「みんなの“ココチよさ”がかなうまち～まちをひらき、未来をひらく～」をめざす。

１）心地よく過ごせる「市民の居場所」づくり

２）「歩いて楽しいまち」の実現

３）「市民との共創」によるまちづくりの推進

中心市街地におけるまちづくりの方向性としては、上記の３つのコンセプトを踏まえ、訪れる多様な世代の人が居心地よく過ごせる場を創出するとともに、ウォーカブルなまちづくりを展開し、回遊性を生み出すことで、滞在時間を増加させ、まち全体へのゆとりやにぎわい、活力を波及させる必要がある。また、継続的に市民と関わり、市場のニーズや周辺の新たな動向・公共施設の再編を把握し、市民との共創により、愛着やコミュニティを醸成する。

2　仮公募の概要

（1）　整備対象施設

仮公募で整備対象とする施設の概要および構成は下表のとおりである。

1）施設概要

施設名称	坂出駅前エリア、坂出緩衝緑地エリアのうち東大浜緑地、東大浜第１公園、東大浜第３公園（西運河入船エリアとの連携を含む）を構成する施設

2）施設構成

ア）　坂出駅前エリアを構成する施設

名称		事業方針		内容
		整備	維持管理・運営	
駅北側				
駅前広場整備予定地		●	●	面積：約 2,800 ㎡ 現都市計画決定における駅前広場および都市計画道路の整備予定地である。
坂出駅北口駅前広場	バスターミナル	●	●	面積：約 2,300 ㎡ バスバース 3 箇所、バス待機場 3 台を有し、3 線の市内循環バス、1 線の市営バス、4 線の路線バス、3 線のデマンド型乗合タクシー、乗合タクシーの発着がある。
	ハナミズキ広場	●	●	面積：約 1,300 ㎡ 地盤下より噴出する霧状の噴水（微噴霧噴水 9 基）がある。
	タクシーターミナル	●	●	面積：約 2,600 ㎡ タクシーバース 4 箇所、タクシー待機場 18 台を有し、主に市内 6 社のタクシーが出入りしている。
市民広場		●	●	面積：約 2,700 ㎡ 都市公園であり、現況はグラウンド状の広場となっている。

道路	●	●	面積：約 6,700 ㎡（京町線 W=16.0m） 駅前広場整備予定地とバスロータリーの間に位置し、本事業に合わせて道路形状等整備が必要となる。
地下駐車場	●	●	面積：約 5,300 ㎡ 地下に 126 台収容可能な自走式地下駐車場があり、車両出入口が 2 箇所、出入口階段 3 箇所、エレベーター1 基が設けられている。
駅南側			
坂出駅南口駅前広場	●	●	面積：約 2,700 ㎡ 一般車両乗降所、一般車両駐車場 17 台、タク

			シー乗降所、タクシー待機場 6 台が設けられている。
坂出駅南口公園	●	●	面積：約 1,100 ㎡ モニュメントのある都市公園。
仮設駐輪場	●	●	面積：約 1,400 ㎡ 市の普通財産用地を仮設の駐輪場として利用している。
道路	●	●	面積：約 3,000 ㎡（駒止１号線 W=12.0m） 面積：約 2,000 ㎡（駒止２号線 W=12.0m） 面積：約　400 ㎡（駒止３号線 W=12.0m）
駅高架下			
坂出市観光協会	●	●	面積：約 100 ㎡ レンタサイクル貸出窓口含む。
かもめの広場	●	●	面積：約 200 ㎡ 高校生向けの多目的スペース。
駐輪場	●	●	面積：約 840 ㎡ ２層構造の駐輪場で、１階に 364 台、２階に 325 台の駐輪が可能となっている。
自由通路	●	●	面積：東側 約 240 ㎡ 　　西側 約 240 ㎡ 駅改札の東西に高架下を南北に通り抜ける通路が設けられている。

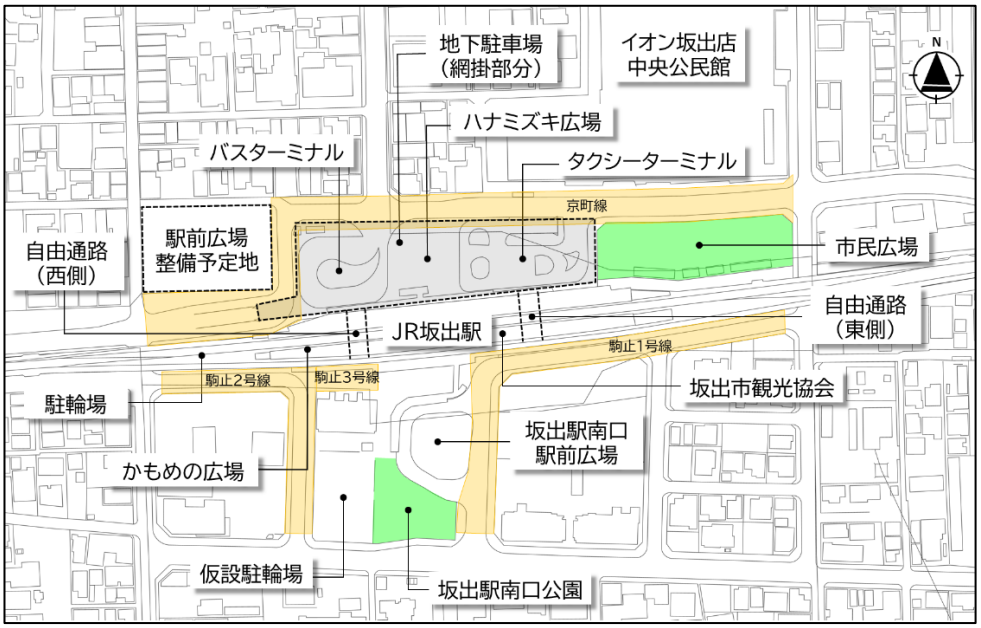

図　坂出駅前エリアを構成する施設位置図

イ）坂出緩衝緑地エリアのうち東大浜緑地（C 地区）、東大浜第１公園、東大浜第３公園
西運河入船エリアを構成する施設

名称	事業方針		内容
	整備	維持管理・運営	
東大浜緑地（C 地区）			
東大浜緑地	●	●	面積：30,035㎡ 都市計画公園（公園種別：緩衝緑地）
東大浜第１公園	●	●	面積：1,999 ㎡ 都市計画公園（公園種別：街区公園）
東大浜第３公園	●	●	面積：2,000 ㎡ 都市計画公園（公園種別：街区公園）
西運河入船エリア			
ふ頭用地	●	●	面積：約 9,000 ㎡ うち西運河船客待合所　　約 650 ㎡ 駐車場（トイレ含む）　約 500 ㎡
緑地	●	●	面積：約 1,300 ㎡ 両景橋公園
港湾関連用地	●	●	面積：約 2,600 ㎡ うち坂出市営入船駐車場（月極）79 台 消防屯所関連用地　　約 400 ㎡

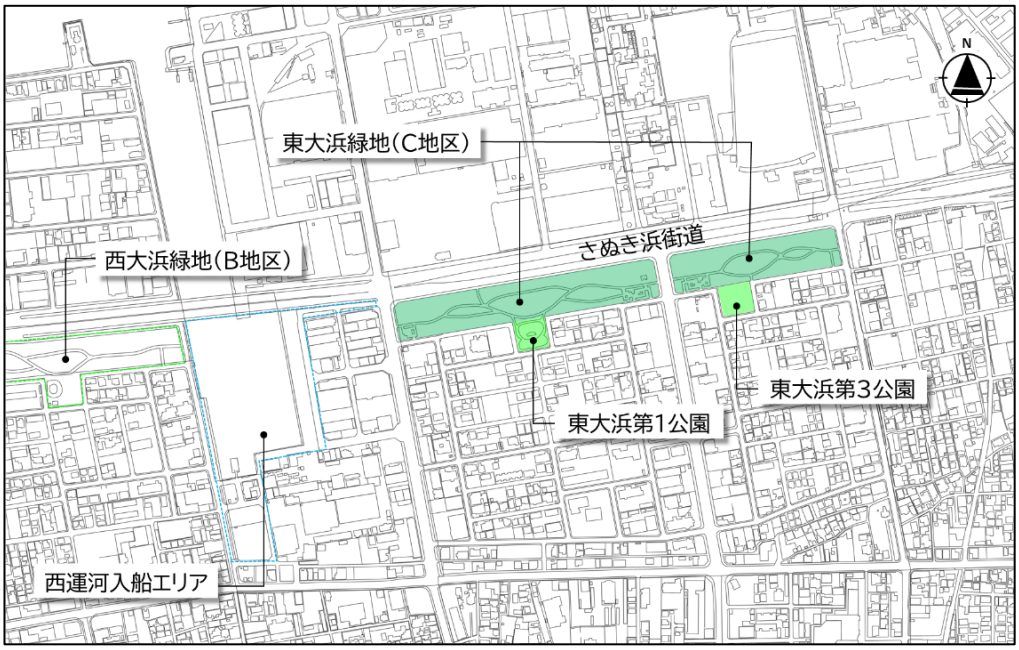

図　坂出緩衝緑地エリアのうち東大浜緑地（Ｃ地区)、東大浜第１公園、
東大浜第３公園を構成する施設位置図

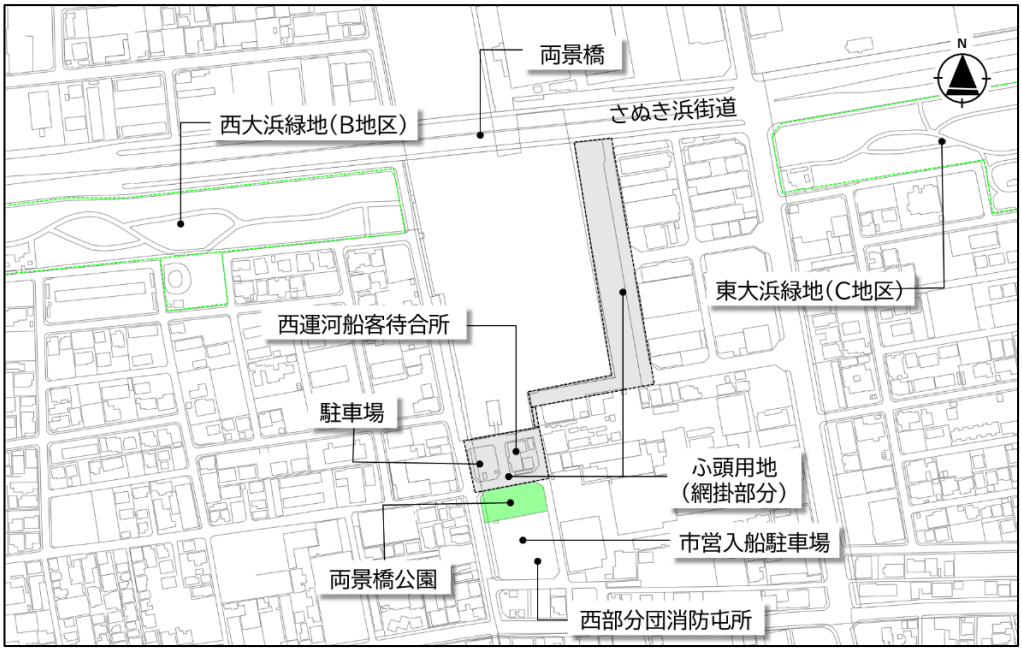

図　西運河入船エリアを構成する施設位置図

（２）事業範囲

１）仮公募対象とする整備地

仮公募においては、坂出駅前エリア、坂出緩衝緑地エリアのうち東大浜緑地、東大浜第１公園、東大浜第３公園（西運河入船エリアとの連携を含む）を対象とする。整備は周辺環境に配慮し行うものとし、「１（５）事業の背景と目的」を踏まえた提案とすること。また整備地の余剰地や余剰空間をいかした附帯事業の整備を可能とする。

なお、仮公募においては、駅前拠点施設整備を含む坂出駅前エリアおよび坂出緩衝緑地エリアのうち東大浜緑地、東大浜第１公園、東大浜第３公園（西運河入船エリアとの連携を含む）再整備についての提案を期待するが、いずれか一方のみの提案を可能とする。また、６つのエリアを繋ぐ観点等を含む自主事業の提案も可能とする。

２）本事業に係る業務の内容

各業務の内容は下表のとおりである。なお、仮公募において、企画提案および参考価格を提出する事業範囲は、下表に示す業務のうち①プロジェクトマネジメント業務、②企画・設計業務、③建設および改修業務、④維持管理業務（警備・安全管理業務を除く）および⑤運営業務とする。

ただし、①プロジェクトマネジメント業務、④維持管理業務については、②企画・設計業務もしくは③建設および改修業務もしくは⑤運営業務と合わせた提案とする。

業務名	業務内容
①プロジェクトマネジメント業務	・ 本事業のマネジメント ・ SPC 等の財務管理 ・ 業務全体に関するセルフモニタリング ・ その他、業務実施に必要な環境整備
②企画・設計業務	・ 事前調査 ・ 企画・実施設計 ・ 企画・設計に関する要求水準との適合検査 ・ 企画・設計に関するセルフモニタリング
③建設および改修業務	・ 建設・改修工事業務 ・ 工事管理業務 ・ 備品調達業務 ・ 整備に伴う各種申請 ・ 建設・改修業務に関する要求水準との適合検査 ・ 建設・改修業務に関するセルフモニタリング ・ 施設引渡業務

④維持管理業務	・ 施設および設備の維持管理業務 ・ 外構施設維持管理業務 ・ 備品維持管理業務 ・ 清掃・環境衛生管理業務 ・ 維持管理に関するセルフモニタリング ・ 警備・安全管理業務
⑤運営業務	・ 施設運営業務 ・ 備品調達業務 ・ 運営業務に関するセルフモニタリング
⑥その他業務	・ 市への所有権移転等に関する一切の業務 ・ 市が実施する各種補助申請または会計検査対応等の支援 ・ 事業期間中に市が実施する本事業の市民との協働に関する支援

（3）事業契約期間

事業期間は、募集要項公表時に示すものとする。なお、仮公募における設定期間は 20 年間とする。

3　本事業の基本方針

本事業は、民間事業者の企画力、整備力、運営力、資金調達力等を活用し、持続可能かつ良質な公共サービスの提供と基盤整備、さらには、市の将来的な財政負担の効率化を目的として、公民連携手法を用いて実施することを想定している。

事業方式は、企画提案を行う民間事業者が創意工夫を最大限に発揮できるよう、民間事業者による「選択制」を採用する。事業方式および手法については、下記の複数の方式および手法を組み合わせた提案も可とする。

【事業方式等】

事業方式等	説明
事業契約方式	PFI 法に基づく事業契約を前提とするが、幅広く手法の提案を受け付ける。
事業方式	下記の表に基づき、民間事業者にて提案する。なお、各方式等を複数組み合わせて提案することができるものとする。なお、PFI 法第 6 条に定められている 6 条提案は、積極的に提案を受けるものとする。
資金調達	民間事業者によるサービス購入型、混合型および独立採算型を選択できる。 なお、本事業に関しては、上記の事業方式を組み合わせた形で提案を行うことが可能であり、ソーシャルインパクトボンド（SIB）やインパクト投資などの新しい資金調達を含めた資金調達スキームを提案することができるものとする。

【選択可能な事業方式および手法】

事業方式		説明
PFI 方式	BTO 方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を整備した後、直ちに当該施設の所有権を発注者である公共に移転し、その後、公共が有する施設を民間事業者が維持管理・運営する方式
	BOT 方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を整備した後、一定の事業期間にわたって施設の維持管理・運営を行い、事業期間終了後に、発注者である公共へ当該施設の所有権を移転する方式

事業方式		説明
	BOO 方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を整備した後、一定の事業期間にわたって施設の維持管理・運営を行い、事業期間終了後も当該施設の所有権を維持する、あるいは施設を解体・撤去して事業を終了させる方式
	コンセッション方式	市が施設の所有権を有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。なお、コンセッション方式を採用する際は、BT コンセッション方式となる。
セールス&リースバック方式		市が所有（企画）する施設の一部および全部を民間事業者に売却すると同時に、市は民間事業者から当該物件のリースを受ける方式
Park-PFI 方式		飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置または管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する方式
LABV(/的)方式		官民が双方より出資した官民共同事業体で、50:50 の意思決定権限により事業を実施する方式。官が土地等の資産を出資する場合 LABV 方式、民間同様資金を出資する場合を LABV 的方式と称する。
設置管理許可		公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる方式
借地権方式		借地借家法に基づく定期借地権を設定する方式
指定管理者制度		民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービスの向上、コストの縮減）を図る方式
その他		民間事業者による提案が可能

4　サービス対価等の支払いについて

市は、民間事業者との契約期間中、モニタリング等により適切と判断された事業契約書等に基づき提供されるサービス内容に対して、対価等を支払うものとする。なお、施設の利用料金の収受については民間事業者の提案手法に基づいて、指定管理者制度等の併用等を視野に入れ、協議のうえ決定する。

対価等の構成および支払方法等は、以下のとおり。

（1）プロジェクトマネジメント業務費

市は、事業期間中において適切な事業推進を行うことを目的としたプロジェクトマネジメント費用を対価等として支払う。

（2）施設整備に係る対価等

一括支払対価	市は、施設整備費のうち、国等の交付金等を活用する場合に、その分を一括で支払う。
割賦支払対価	市は、一括支払分を除く施設整備費について、毎年、適切なサービス水準が維持されていることを確認のうえ、事業契約に定める対価等を支払う。

（3）維持管理業務に係る対価等

市は、維持管理業務の期間中、適切なサービス水準が維持されていることを確認のうえ、事業契約に定める対価等を支払う。なお、修繕費用には、大規模修繕を含めないものとする。

Ⅳ．民間事業者募集等のスケジュール

民間事業者の募集、選定等は次の予定とする。なお、PFI 法第 6 条に関する民間提案が提出された場合は、進捗状況に影響するため追って公表するものとする。

項目	日程
実施方針の公表	R5 年 4 月 3 日
実施方針等に関する説明会および現地見学会	R5 年 4 月 14 日
実施方針等に関する質問・意見の受付締切	R5 年 4 月 14 日～5 月 19 日
実施方針等に関する質問・意見への回答	随時回答（R5 年 5 月末まで）
個別対話①の受付	R5 年 4 月 14 日～5 月 10 日
個別対話①の実施	随時実施（R5 年 5 月 19 日まで）
仮公募公告および仮募集要項等の公表	R5 年 5 月 8 日
仮募集要項等に関する説明会および現地見学会	R5 年 5 月 15 日
仮募集要項等に関する質問の受付	R5 年 5 月 15 日～5 月 31 日
仮募集要項等に関する質問への回答	随時回答（R5 年 6 月 12 日まで）
競争的対話①の受付	R5 年 5 月 15 日～11 月 2 日
競争的対話①の実施	随時実施（ R5 年 11 月 10 日まで）
参加資格審査書類の受付締切	R5 年 6 月 16 日
参加資格審査結果の通知	R5 年 6 月 30 日
仮企画提案書等の提出締切	R5 年 9 月 22 日
仮優先交渉権者の決定	R5 年 11 月下旬
特定事業の選定・公表	本公募に関する日程については、決定次第、速やかに公表する。
公募公告および募集要項等の公表	
募集要項等に関する説明会および現地見学会	
募集要項等に関する質問の受付	
募集要項等に関する質問への回答	
個別対話②の受付	
個別対話②の実施	
参加資格審査書類の受付締切	
参加資格審査結果の通知	
競争的対話②の受付	
競争的対話②の実施	
提案書提出締切	
提案に関するヒアリングの実施	
優先交渉権者の決定および公表	
基本協定の締結	

仮契約の締結			
事業契約の締結			

※個別対話とは、市が応募しようとする民間事業者（単体もしくは連合体）と個別に本事業について協議を行う場とする。

※競争的対話とは、市が本事業へ参加を予定している民間事業者（単体もしくは連合体）と企画提案内容について要求水準を満たすことを目的に協議を行う場とする。

Ⅴ．仮公募に関する要件等

１　民間事業者の構成要件

（１）民間事業者の構成

民間事業者は、本事業の企画、設計および建設・改修を包括的に担い、監視し、契約期間内に渡って安定的に維持管理・運営を実施できる複数の法人等で構成される連合体とし、次の要件を満たすものとする。ただし、仮公募は、各業務における単体企業としての応募を可能とする。

（２）民間事業者の参加資格要件

１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生計画認可または民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。

３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下、「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア）法第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

イ）法人の役員もしくはその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者または暴力団員がその経営に関与している者

ウ）自己，自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ）暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し，または便宜を供与する等，直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し，または関与している者

オ）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ）暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ）暴力団およびアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

４）設計（監理）業務を実施する者

以下の要件について、いずれにも該当すること。ただし、複数の者で実施する場合は、1 者以上が該当すること。

ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ）都市計画法第 31 条に規定する国土交通省令で定める資格を有する管理技術者を

配置できること。

5）建設および改修業務を実施する者

以下の要件について、いずれにも該当すること。

ア）建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。この場合、特定建設業および一般建設業の区分については、工事の分担に合わせて適切な許可を受けた者であることとする。

イ）建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条に基づく監理技術者または主任技術者を専任かつ常駐で適切に配置できること。

6）維持管理業務を担う者

ア）参加表明書提出締切までの過去 10 年間に、公共施設の維持管理業務の実績を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、1 者以上が有していればよいものとする。

イ）本事業を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、実施する企業がそれぞれ担当する業務に必要な資格を有していればよいものとする。

7）運営業務を実施する者

ア）参加表明書提出締切までの過去 10 年間に、公共施設の運営業務の実績を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、1 者以上が有していればよいものとする。

イ）本事業を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、実施する企業がそれぞれ担当する業務に必要な資格を有していればよいものとする。

8）セルフモニタリングを担う者

競争的対話の実施までの過去 10 年間に、設計監理および施工管理、維持管理・運営業務の実務経験を有する者とし、プロジェクトマネージャーの兼務を可とする。

9）本事業のアドバイザー業務に関与した次の者と、人事面および資本面において関係性がないこと。

① Amame Associate Japan 株式会社

2　民間事業者に関する留意事項

（1）応募に伴う費用負担

民間事業者は、事業者選定までの応募に伴う全ての費用を負担するものとし、これらを承諾のうえ、応募すること。

（2）著作権

応募事業者が提出した提案書に関する著作権は、応募事業者に帰属するが、ＰＦＩ法第11条の客観的評価を目的に、市が使用するものとする。ただし、市は客観的評価の目的以外には使用しない。

なお、市は仮優先交渉権者の提案内容の全部または一部を、本事業の事業推進を目的とする場合のみ必要に応じて使用できるものとする。

（3）特許権等

民間事業者の提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される工法、維持管理方法、材料等を使用した結果生じた責任は、民間事業者自らが負うものとする。

（4）公平な応募

民間事業者は、応募に際し、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）を遵守するものとする。後日、同法律に抵触する行為が判明した場合は、仮優先交渉権者の選定を取り消すものとする。

（5）応募の無効

民間事業者の応募は、次のいずれかに該当する場合に無効と判断する。

1）提案に虚偽の内容が含まれている場合

2）参加資格要件を満たさない民間事業者が行った場合

3）その他、応募に関する条件に違反した場合

（6）その他

1）情報公開について

本事業は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき情報を公開するとともに、市のホームページや説明会等において情報提供を行うものとする。

2）法制度等の改正について

市は、法改正や税制改正等による新たな措置の適用が可能となった場合は、民間事業者と協議を行いその対応策を検討する。

３）坂出緩衝緑地における整備について

本事業における坂出緩衝緑地の整備については、公園管理者である香川県と市が整備について調整する。

３　応募に関する手続き

（１）仮公募等の説明会

仮公募等に関する説明会は、次の日程で行い、応募を予定する参加者は、自らの負担で参加するものとする。なお、参加希望者が多くなった場合等、市の判断において時間と場所の変更をする場合がある。

１）日時

［説　明　会］令和５年５月１５日（月）１３時００分から１４時００分まで

［現地見学会］令和５年５月１５日（月）１５時００分から１６時３０分まで

２）場所

［説　明　会］坂出市役所 本庁舎２階大会議室(香川県坂出市室町二丁目３番５号)

［現地見学会］坂出駅前エリア、坂出緩衝緑地エリアうち東大浜緑地（C 地区)、西運河入船エリア

３）参加申込期間

令和５年５月８日（月）～ 令和５年５月１２日（金）１７時まで

４）参加申込方法

仮募集要項等に関する説明会および現地見学会参加申込書【様式 1】に必要事項を記入のうえ、原則、電子メールの添付ファイルでの提出とし、メール送信後は必ず電話にて連絡をすること。

５）提出・連絡先

担当部署：坂出市政策部公民連携・DX 推進課　公民連携係

住　　所：〒762-8601　香川県坂出市室町二丁目３番５号

電話番号：0877-44-5080（直通）

Ｅメール：koumin-dx@city.sakaide.lg.jp

（２）仮募集要項等に関する質問

仮募集要項等に関する質問を下記のとおり受け付ける。なお、質問の提出については、回数制限は設けないものとする。

１）質問の受付期間

令和５年５月１５日（月）～ 令和５年５月３１日（水）１７時まで

２）質問の受付方法

仮募集要項等に関する質問書【様式2】に記入のうえ、原則、電子メールの添付ファイルでの提出とし、メール送信後は必ず電話にて連絡をすること。

３）提出・連絡先

担当部署：坂出市政策部公民連携・DX 推進課　公民連携係

住　　所：〒762-8601　香川県坂出市室町二丁目３番５号

電話番号：0877-44-5080（直通）

Ｅメール：koumin-dx@city.sakaide.lg.jp

４）質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、質問者に対して行うものとする。市が必要と判断した内容については、令和５年６月１２日（月）までにホームページに公表する。

（３）民間事業者との競争的対話

市は、参加を予定している民間事業者と、次の目的により競争的対話を実施するものとする。なお、競争的対話は、守秘義務協定を締結し、非公開にて実施する。

① 仮要求水準に関する齟齬の解消

② 民間事業者の参加に対する負担軽減

③ 民間活力の導入効果の最大化

④ 民間事業者の企画提案内容の充実および適正な事業費の確保

１）競争的対話の実施期間

令和５年５月１６日（火）～ 令和５年１１月１０日（金）

２）競争的対話の申込方法

仮募集要項等に関する競争的対話申込書【様式 3】に必要事項を記入のうえ、原則、電子メールの添付ファイルでの提出とし、メール送信後は必ず電話にて連絡をすること。なお、申込期間は、令和５年５月１５日（月）から令和５年１１月２日（木）１７時までとする。

３）提出・連絡先

担当部署：坂出市政策部公民連携・DX 推進課　公民連携係

住　　所：〒762-8601　香川県坂出市室町二丁目３番５号

電話番号：0877-44-5080（直通）

Ｅメール：koumin-dx@city.sakaide.lg.jp

４）競争的対話の実施日および場所

市は、上記申込受付後、競争的対話の実施日を調整し、申込者に時間と場所を原則電子メールにて通知する。

（４）参加資格審査書類の提出

応募事業者は次の書類を作成し、提出期日までに、持参または郵送により提出すること。なお、郵送とは郵便や宅配便とするが、配達記録が残る方法とし、また、提出日時内に必着とする。

応募する際は、事前に市と競争的対話の申し込みを必ず行うこととする。

１）提出書類

ア）参加表明書【様式 4】

イ）参加資格確認申請書【様式 5】

ウ）応募事業者が法人の場合

・法人登記簿謄本

・法人定款

エ）応募事業者が任意団体の場合

・団体の規約

・役員一覧

２）提出期限

令和５年６月１６日（金）１７時まで（必着）

３）提出・連絡先

担当部署：坂出市政策部公民連携・DX 推進課　公民連携係

住　　所：〒762-8601　香川県坂出市室町二丁目３番５号

電話番号：0877-44-5080（直通）

Ｅメール：koumin-dx@city.sakaide.lg.jp

（５）参加資格結果通知書の発送

参加資格審査の結果は、令和５年６月下旬に応募事業者に書面にて通知する。なお、参加資格審査にて、参加資格が認められないと判断した場合は、その理由を明記のうえ、通知する。

（６）応募事業者の辞退

参加資格を得た応募事業者が参加を辞退する場合は、辞退届【様式 9】を書面にて市へ持参により提出することとする。

（７）仮企画提案書等の提出

参加資格を得た民間事業者は、仮企画提案書作成要領【別添資料 3】に基づき下記のとおり仮企画提案書等を郵送または持参により提出すること。なお、郵送とは郵便や宅配便とするが、配達記録が残る方法とし、また、提出日時内に必着とする。

１）仮企画提案書等の提出期限

令和５年９月２２日（金）１７時まで

２）提出先

担当部署：坂出市政策部公民連携・DX 推進課　公民連携係

住　　所：〒762-8601　香川県坂出市室町二丁目３番５号

３）提出物

提出物は、次の内容を記載した書類を１部と、電子データ（DVD-R または CD-R）を１部とする。

提出する電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel、Adobe Acrobat を基本とし、電子データの提出の際には、ウイルス対策を行い提出するものとする。

①　仮要求水準に対する仮企画提案書【様式 6】

②　仮提案金額書【様式 7】、仮提案金額内訳書【様式 8】

※参加資格審査の結果通知に記載される登録番号を提案書の右肩上に明記するものとする。

４　審査結果

市は、仮公募による選定方法に基づき仮優先交渉権者を決定した際には、ホームページにて仮優先交渉権者を選定した旨を公表するとともに、仮優先交渉権者には選定した旨を個別に書面にて通知するものとする。

５　仮優先交渉権者を選定しない場合

市は、民間事業者の応募のない場合や民間事業者の提案内容から市の要求する水準の達成が困難と判断した場合は、仮優先交渉権者を選定せず、その旨を速やかにホームページで公表する。

６　法制度等の改正について

市は、法改正や税制改正等による新たな措置の適用が可能となった場合は、民間事業者と協議を行いその対応策を検討する。

Ⅸ．仮公募等に関する問い合わせ

１　受付方法について

仮公募等に関する問い合わせは、仮募集要項等に関する質問書【様式 2】および仮募集要項等に関する競争的対話申込書【様式 3】にて受け付けるものとする。電話や口頭による質問等は受け付けない。

２　回答方法について

提出された質問は、質問者へ個別に回答するものとする。ただし、広く公に開示する内容と認められた場合は、市のホームページで公開するものとする。